

7月8日（土）放送分

○小規模事業者等光熱費助成制度（協働推進課）

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている町内の小規模事業者等を対象に、事業にかかる電気料金を助成します。対象となる事業所は、小規模事業者及び医療法人、社会福祉法人です。助成額は、令和5年7月から8月に使用した電気料金で、一事業者あたり月額30,000円を上限とします。申請の受付は、令和5年9月1日から10月31日までの期間、吉備中央町商工会で行います。なお、申請書は、吉備中央町商工会及び役場協働推進課、役場各支所、出張所に置いてあります。また、町公式ホームページからダウンロードもできます。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。か、吉備中央町協働推進課（TEL：0866-54-1301）までお問い合わせください。